白河市議会会議規則の一部を改正する規則

白河市議会会議規則(平成17年白河市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「表決をとるときは、採決システムにより」を「採決システムにより表決をとるときは、」に「議員に賛成のボタンを」を「議員に賛成のボタンを、問題を否とする議員には反対のボタンを」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 議長は、起立した議員の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

附則第2項中「第66条第2項」を「第66条第3項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

白河市議会会議規則の一部を改正する規則については、採決システムによる表決(ボタンによる採決)において反対のボタンを押すこと、議長の宣告に対しての異議についての取り扱いを定めるため所要の改正を行うものです。